

証券コード 9 2 5 9

2024年12月11日

(電子提供措置の開始日2024年12月4日)

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
幕張テクノガーデンB棟14階
株式会社タカヨシホールディングス
代表取締役社長 黒 田 智 也

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を、下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第46回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://takayoshi-inc.com/ir/news>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご覧ください。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年12月25日（水）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月26日（木曜日）
午前10時00分（受付開始：午前9時00分）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野2-10-3
ホテルグリーンタワー幕張 3F 「メイフェア」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第55期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、
連結計算書類及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、経済活動の正常化に伴う人流の回復や、雇用・所得環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、資源価格の高騰や物価の上昇基調など、依然として先行き不透明な状況が続いておりました。

このような環境のもと、「地域を結ぶ直売広場」をコンセプトとした運営店舗「わくわく広場」は、「地域の食のセレクトショップ」として、近隣生産者の積極的な開拓や新規出店、自社物流の強化に努め、事業の拡大に取り組みました。4月には「わくわく広場」への累計登録生産者数が3万人を超え、また、新たな都市型大型商業施設への展開として3月に東京・日本橋に「コレド室町3店」、4月に大阪府・阿倍野区に「あべのキューズモール店」を出店しました。4月には株式会社神戸物産とフランチャイズ契約を締結し、7月に「わくわく広場」と「業務スーパー」の新たなハイブリッド型店舗として、「業務スーパー大多喜店」を開店しました。

これらの取組みにより、当連結会計年度において、当社の重要な経営指標である流通総額（店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高）は26,655,454千円となりました。店舗における販売商品の種類別割合は、弁当・惣菜・パン類が約33%、加工品等が約29%、野菜・果実等が約27%、その他が約11%となっており、中でも、野菜や果実の生産者開拓の取組みを強化したことで、野菜・果実部門の売上は前年同期比14%と大きく増加いたしました。また、当連結会計年度において、30店舗の新規出店と6店舗の閉鎖により、当連結会計年度末の店舗数は188店舗となりました。また、生産者に対しては継続した登録件数拡大に取り組み、登録生産者数は前連結会計年度末より3,043件増加し、31,658件となりました。

以上の結果、営業収益は7,838,879千円、営業利益は906,551千円、経常利益は901,112千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は540,484千円となりました。

なお、当社事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は654,459千円となりました。その主なものは「わくわく広場」の新規出店及び既存店舗の改装に伴う設備投資、新基幹システム開発等であります。

なお、当連結会計年度の固定資産除却損は39,288千円となりました。その主なものは「わくわく広場」の一部店舗閉鎖に伴う設備除却、新規基幹システムの稼働に伴う旧システム及び旧システム関連機器の除却等であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金は、自己資金で賄っております。

（４）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2024年4月1日付で、当社を分割会社、株式会社わくわく広場を新設分割設立会社とする新設分割を実施し、これに伴い同日付で商号を「株式会社タカヨシホールディングス」に変更いたしました。

（５）対処すべき課題

① 新規出店の継続

店舗数を拡大させるためには、収益力のある店舗の新規出店を継続させていくために社内体制の整備等を進めることが課題と認識しております。この課題に対処するために、当社では、出店候補物件の評価プロセスの整備や出店意思決定後の出店プロセスの整備に取り組んでおります。

② 新規出店エリアの拡大

店舗数の拡大にあたっては、新たな地域への出店を行っていくことも重要な課題になっていくと認識しております。この課題に対処するために、当社では、これまでの経験を踏まえて事業が成立しやすいエリア・地域への新規出店を継続していくとともに、既存の商品構成にこだわらない店舗づくりと生産者の開拓を実施し、これまで出店の難しかった地域への出店も進めていきたいと考えております。

③ 既存店舗の収益性向上と活性化への取組み

2020年3月、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が発令される前の2019年3月から、当社が主力とする野菜・果実に加える新たな商品として、弁当・惣菜の取扱いを開始してまいりました。緊急事態宣言以降、中食やテイクアウト需要を捉えた弁当・惣菜の売上は急拡大し、販売構成の約33%を占めるまでに成長いたしました。2023年5月から新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、既存店舗において弁当・惣菜の売上が前年を下回っております。そのため既存店舗の売上改善策の一環として、地域やお客様の動向を捉えた売場のレイアウト変更や店舗の改装等を実施する一方、改善が見られない店舗に対してはスクラップ&ビルドを実施し、収益性の向上を図ります。また、既存店舗の活性化として、野菜・果実においては高原野菜や産直果実等の開拓や、肉・魚の取扱いの強化、新たな商品群の開拓、物流改革等による野菜・果実等の鮮度向上を図ってまいります。

④ 新たな店舗形態の展開

当社では、ローサイド型の路面店と、ショッピングモール内にテナントとして出店するモール店の2つの店舗形態があり、そのうち8割以上がモール店となっております。今後は、小商圈における小規模の店舗形態を促進することで、出店コストが低く、日常使いとしてご利用いただける新たな店舗形態での出店を目指します。

⑤ 「お客様がまた来たくなる店舗」の運営

当社ではお客様の動向を常に把握し、現場スタッフによる機動的な判断により豊富な商品数とその魅力をお客様に訴求し続けることを、店舗運営にあたっての判断指針の第一に掲げ、従業員への浸透を図っております。また、お客様にとって魅力のある店舗が生産者にとっても商品を多く出品したいと感じるプラットフォームであるとの考えに基づき、店舗作りを継続的な課題として認識しております。

⑥ 店舗で取り扱う商品及び売場の安全性・遵法性の確保

「わくわく広場」に出品される商品に関しては、生産者及び店舗スタッフが「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」等の各種法令に基づく商品表示・店頭表示を理解し、遵守することが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では日頃からこれらの関連法令等に関する情報発信を社内外に行っておりますが、引き続き関連法令に基づく表示に努め、お客様に安心してお買い物をしていただけるよう、売場の安全性の確保を図ってまいります。

⑦ 人財の確保

継続的な成長の源泉である人財は、当社にとって重要な経営資源であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、中途採用も含め、優秀な社員を継続的に雇用してその成長機会の提供及び教育・育成を実施し、さらに人事評価制度の充実等の各種施策を進めてまいります。

⑧ 新規登録生産者の獲得

当社の事業を成長させていくためには、プラットフォームとしての「わくわく広場」を利用する新たな生産者を、いかに効率的かつ効果的に獲得していくことができるかが課題と認識しております。この課題に対処するために、当社では生産者開拓を行う担当部署を設けており、スキル向上と人財の確保に注力しております。また、「わくわく広場」を利用することによって、販路の拡大により収入が増加するメリットを継続的に訴求して、生産者の登録拡大に向けた活動を続けてまいります。

⑨ 生産者の販売増加に向けたサポートの充実

当社事業の成長には、プラットフォーマーである当社の商品販売に対する努力だけではなく、魅力的な商品を生産者に多く出品してもらうことが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、生産者の出品を促すため、リアルタイムで詳細な販売データをスマートフォンやパソコンを通して確認できる情報システムを自社で構築・改善する体制を持つことにより、生産者が状況に応じたタイムリーな出品判断ができる仕組みを提供する等、生産者向けの情報発信体制の強化に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（６）財産及び損益の状況の推移

区 分	第52期 2021年９月期	第53期 2022年９月期	第54期 2023年９月期	第55期 (当連結会計年度) 2024年９月期
流 通 総 額（千 円）	19,109,881	22,036,160	24,966,573	26,655,454
営 業 収 益（千 円）	5,528,207	6,438,691	7,185,306	7,838,879
経 常 利 益（千 円）	650,965	913,588	976,292	901,112
親会社株主に帰属する 当期純利益（千円）	593,800	471,571	483,643	540,484
１株当たり当期純利益（円）	138.09	93.18	87.53	96.63
総 資 産（千 円）	4,779,166	6,726,511	7,665,089	7,713,788
純 資 産（千 円）	35,414	1,799,293	2,287,688	2,829,342

- （注）１．流通総額：店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高です。
- ２．流通総額については、PwC Japan有限責任監査法人の監査対象外です。
- ３．記載値は表示単位未満を切り捨てています。
- ４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

（７）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社スプリングであり、当社の株式を40.0%所有しております。

株式会社スプリングは、当社の代表取締役会長である高品政明の所有している資産の管理会社であります。

② 重要な子会社の状況

名称 株式会社わくわく広場

資本金 １億円

出資比率 株式会社タカヨシホールディングス 100%

主要な事業内容

地域の食の産直プラットフォーム型店舗「わくわく広場」の運営

(8) 主要な事業内容

当社は「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の生産者・食品メーカー等（以下、生産者）に対して、自社での設備投資を必要としない新たな販路として、当社の売場を販売場所として共有するシェアリングサービスを提供する「シェアショップ事業」を全国180以上の「わくわく広場」の店舗を通じて展開しており、生産者は、野菜・果実、弁当・惣菜・パン、加工食品、和洋菓子、調味料、花といった商品を「わくわく広場」に出品しております。

そのうち8割以上の店舗はショッピングモール内にテナント（モール店）として出店し、残りはロードサイド型の路面店として出店しております。

なお、当社事業は「シェアショップ事業」の単一セグメントであります。

(9) 主要な営業所及び店舗（2024年9月30日現在）

- ① 本社：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
- ② 物流センター：千葉県袖ヶ浦市蔵波台六丁目13番20号 他
- ③ 店舗

地区	店舗数
北海道地方	4
東北地方	4
関東地方	109
中部地方	35
近畿地方	16
中国・四国地方	9
九州地方	11

(10) 従業員の状況（2024年9月30日現在）

従業員数（名）	前連結会計年度末 比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
71 [1,006]	— [—]	44.9	10.2

- (注) 1. シェアショップ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(11) 主要な借入先（2024年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	900,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	683,346 千円
株式会社京葉銀行	485,720 千円
合 計	2,069,066 千円

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,610,500株

(3) 株主数 1,313名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社スプリング	2,245,800	40.03
高品 政明	578,000	10.30
株式会社SBI証券	275,600	4.91
BNY GCM CLIENT ACC OUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	252,273	4.50
上田八木短資株式会社	200,000	3.56
高品 謙一	176,000	3.14
株式会社千葉銀行	110,000	1.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	108,600	1.94
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 式会社	100,000	1.78
楽天証券株式会社	61,900	1.10

(注) 当社は自己株式を所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度に当社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年9月30日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 品 政 明	代表取締役会長	
黒 田 智 也	代表取締役社長	
大 森 広 美	常務取締役	
中 村 忠 輝	取締役	
飯 久 保 明	取締役	
村 上 美 晴	取締役	セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長
相 馬 留 美	取締役	
曾 根 田 博	取締役 (常勤監査等委員)	
棚 橋 泰 友	取締役 (監査等委員)	株式会社カザーレ 代表取締役社長
宮 原 弘 樹	取締役 (監査等委員)	双葉法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役村上美晴氏、相馬留美氏、棚橋泰友氏、宮原弘樹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役村上美晴氏、相馬留美氏、棚橋泰友氏、宮原弘樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、曾根田博氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 南部朋子氏は、2023年12月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 和田照男氏は、2023年12月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって辞任により監査等委員である取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村上美晴氏、相馬留美氏、曾根田博氏、棚橋泰友氏、宮原弘樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

(b) 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会で、役割、職責、会社への貢献度等を総合的に協議のうえ、個別の報酬額について取締役会へ提言を行い、その提言を踏まえて取締役会にて決議しており、指名・報酬委員会は、客観性と透明性の観点から社外取締役を過半数としております。報酬の内訳は各人の役割に応じた「固定報酬」のみとし、固定報酬の基準となる各人の経営への貢献度は、期首に各人と代表取締役社長が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中長期の視点から総合的に判断します。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみとし、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会で個別の報酬額について取締役会へ提言を行い、その提言を踏まえて取締役会にて決議しております。

監査等委員である取締役の報酬額については、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しており、客観的立場から取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務の執行を監査する役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

なお、2020年12月15日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額150,000千円以内（決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名）、監査等委員の報酬限度額は、年額20,000千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議しております。

当社は、退職慰労金制度を導入しております。

② 当連結会計年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	員数	報酬等の額（千円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （3名）	111,530 （7,650）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	16,005 （8,100）
合計 （うち社外役員）	12名 （6名）	127,535 （15,750）

- （注） 1. 当社の取締役（監査等委員を含む）の報酬等の種類は、固定報酬のみとしております。
 2. 上記の取締役（監査等委員を含む）の支給人員には、2023年12月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

③ 当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会で協議された提言が、株主総会で承認された総額の範囲内で、客観性を確保しつつ妥当性があると判断し、当該方針に沿うものであるとして、取締役会で決議しております。

（5）社外役員に関する事項

① 取締役 村上美晴

（a）重要な兼職先と当社との関係

セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長であります。当社と兼職先との間に利害関係はありません。

（b）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（c）当連結会計年度における主な活動状況

当連結会計年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に上場企業取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を行っております。

② 取締役 相馬留美

（a）重要な兼職先と当社との関係

当社との間に利害関係はありません。

（b）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（c）当連結会計年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回出席し、投資関係紙の編集者、フリーライターとしての経験や投資家との対話、情報発信の豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 棚橋泰友

（a）重要な兼職先と当社との関係

株式会社カザーレ代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に利害関係はありません。

（b）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（c）当連結会計年度における主な活動状況

当連結会計年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会15回の全てに出席し、出席した取締役会においては、主に企業取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を行っております。

④ 取締役（監査等委員） 宮原弘樹

（a）重要な兼職先と当社との関係

当社との利害関係はありません。

（b）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

（c）当連結会計年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会13回及び監査等委員会11回の全てに出席し、出席した取締役会においては、弁護士としての専門的知識及び見識に基づいた発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当連結会計年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査等委員会が同意した理由

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額： 20,000千円

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,000千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項ありません。

(5) 会計監査人の解任、または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任、または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備のため「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を全うするものとなるため、行動規範を定めそれを全ての役員及び使用人に周知徹底させております。
- (b) コンプライアンスプログラムを制定し、全ての役員及び従業員に周知徹底を図り、社内に不祥事が起こり得ない企業風土の醸成に努めております。
- (c) 業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、速やかに報告・相談をすることのできる社内及び社外を窓口とする内部通報制度を運用しております。
- (d) 内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図っております。
- (e) 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するとともに、取引先等に対する反社会的勢力との関係有無の確認及び警察、弁護士等の外部関係機関からの情報収集に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の重要な意思決定に係る記録及び書類は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理担当役員は各部門のリスクを評価・分析し、取締役会に報告しております。
- (b) 内部監査部は社内のリスク管理体制の妥当性・有効性を評価し、必要に応じて、その改善に向けて指摘・提言を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督しております。
 - (b) 「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員より、その職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置しております。
 - (b) 監査等委員の求めに応じて使用人を設置した場合は、当該使用人の選任及び人事評価については、監査等委員と協議の上、決定しております。
 - (c) 監査等委員の求めに応じて設置される使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員の職務の補助を優先して従事しております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員は取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対して、その説明を求めることができることとしております。
 - (b) 当社は、上記報告をした者及び内部通報窓口に通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止しております。
- ⑦ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 内部監査部は内部監査計画、結果等を監査等委員と共有し、緊密な連携を維持しております。
 - (b) 代表取締役は、監査等委員との定期的な意見交換の場を設け、監査等委員の監査が実効的に行われる体制を整えるように努めております。
 - (c) 監査等委員の職務に係る費用については、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、監査等委員会を15回開催しております。

監査等委員が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部を通じて各部門にヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画及び日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点等についても情報交換を行い、会計監査人と相互に連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、当社事業は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、それらを企業体質の強化、事業の効率向上と拡大のための投資に充てていくことが株主に対する最大の利益還元につながるとの考えから、現在は配当を行っておりません。

今後の配当方針について、経営成績の進展等を勘案しながら利益還元に努めることを検討しておりますが、まずは財務体質の強化と今後の事業展開に備えて内部留保を充実させ、機会をとらえた投資を積極的に行うことで、持続的な成長による企業価値向上を実現してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、期末配当の基準日を9月30日、中間配当の基準日を3月31日としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>        |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,307,602</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>3,336,558</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,964,667        | 買 掛 金                   | 1,840,509        |
| 売 掛 金                  | 1,180,712        | 短 期 借 入 金               | 600,000          |
| 商 品                    | 64,141           | 1年内返済予定の長期借入金           | 357,132          |
| 貯 蔵 品                  | 19,757           | リ ー ス 債 務               | 334              |
| 前 払 費 用                | 73,132           | 未 払 金                   | 43,371           |
| 未 収 入 金                | 2,468            | 未 払 費 用                 | 199,648          |
| そ の 他                  | 2,723            | 未 払 法 人 税 等             | 128,587          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,406,185</b> | 未 払 消 費 税 等             | 96,586           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,282,716</b> | 前 受 金                   | 21,277           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 1,349,986        | 預 り 金                   | 14,867           |
| 車 両 運 搬 具              | 5,434            | 賞 与 引 当 金               | 29,722           |
| 工具、器具及び備品              | 451,332          | そ の 他                   | 4,522            |
| 土 地                    | 474,058          | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,547,887</b> |
| 建 設 仮 勘 定              | 1,800            | 長 期 借 入 金               | 1,111,934        |
| リ ー ス 資 産              | 105              | 長 期 未 払 金               | 514              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>311,544</b>   | 資 産 除 去 債 務             | 331,300          |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 293,076          | 長 期 預 り 敷 金 保 証 金       | 104,138          |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定      | 18,370           |                         |                  |
| そ の 他                  | 96               | <b>負 債 合 計</b>          | <b>4,884,445</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>811,924</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                  |
| 投 資 有 価 証 券            | 28,201           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>2,820,981</b> |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 27,191           | 資 本 金                   | 696,044          |
| 長 期 前 払 費 用            | 32,735           | 資 本 剰 余 金               | 646,044          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 76,883           | 利 益 剰 余 金               | 1,478,892        |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 641,669          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 8,360            |
| そ の 他                  | 32,434           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 8,360            |
| 貸 倒 引 当 金              | △27,191          |                         |                  |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>2,829,342</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>7,713,788</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>7,713,788</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益               |         | 7,838,879 |
| 売 上 高                 |         | 7,612,521 |
| 売 上 原 価               |         | 326,146   |
| 営 業 総 利 益             |         | 7,286,375 |
| 不 動 産 賃 貸 収 入         | 226,357 | 226,357   |
| 営 業 総 利 益             |         | 7,512,732 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 6,606,180 |
| 営 業 利 益               |         | 906,551   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 596     |           |
| 受 取 補 償 金             | 6,894   |           |
| 雑 収 入                 | 4,376   | 11,867    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 17,306  | 17,306    |
| 経 常 利 益               |         | 901,112   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 239     | 239       |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 3,417   |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 39,288  |           |
| 減 損 損 失               | 6,763   |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 14,067  | 63,537    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 837,815   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 292,968 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,363   | 297,331   |
| 当 期 純 利 益             |         | 540,484   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 540,484   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 696,019 | 646,019   | 938,408   | 2,280,447   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |             |
| 新株予約権の行使                | 24      | 24        | —         | 49          |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益     | —       | —         | 540,484   | 540,484     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —         | —         | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 24      | 24        | 540,484   | 540,534     |
| 当 期 末 残 高               | 696,044 | 646,044   | 1,478,892 | 2,820,981   |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                                 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 7,241                         | 7,241                           | 2,287,688 |
| 当 期 変 動 額               |                               |                                 |           |
| 新株予約権の行使                | —                             | —                               | 49        |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益     | —                             | —                               | 540,484   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,119                         | 1,119                           | 1,119     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,119                         | 1,119                           | 541,653   |
| 当 期 末 残 高               | 8,360                         | 8,360                           | 2,829,342 |

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数

1 社

##### (2) 連結子会社の名称

株式会社わくわく広場

##### (3) 連結子会社の会計年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 2. 重要な会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### ① 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

##### ② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

移動総平均法による原価法

##### ② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5 年～40 年

構築物 5 年～40 年

車両運搬具 2 年～6 年

工具、器具及び備品 3 年～20 年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5～10年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### （3）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### （4）収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）等の範囲に含まれる①から③の顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財またはサービスの移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

#### ① 委託販売方式による取引に係る顧客との契約から生じる収益

委託販売方式による取引については、生産者から商品の販売委託を受けた場合、当社の定める手続きにより、指定する物流センター又は店舗に当該商品を納入するものとし、この時、当社と生産者との間に商品の委託販売契約が成立したものとします。

当該履行義務は、通常、商品が店舗で販売された時点で充足されると判断しており、商品の引渡時点において、当社が商品を店舗で販売する際に受け取る額から生産者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

なお、取引の対価については、現金取引の場合は商品と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は、履行義務を充足してから2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ② 買取仕入方式による取引に係る顧客との契約から生じる収益

買取仕入方式による取引については、商品が顧客に提供される前に当社が当該商品を支配しているため、当社の商品を当社が自ら顧客に提供することが履行義務であると判断され、当社は本人に該当します。

当該履行義務は、通常、商品を顧客に引き渡した時点で充足されると判断しており、商品の引渡時点において、商品の提供と交換に当社が権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識することとしております。

なお、取引の対価については、現金取引の場合は商品と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は、履行義務を充足してから2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ③ その他の顧客との契約から生じる収益

その他の顧客との契約から生じる収益は値札シールの販売代金や当社の物流センターに納品される商品を当社が分荷し店舗へ配送する対価に関する収益（センターフィー）等であります。

値札シールについては、店頭で生産者に発行された時点で、その履行義務が充足されたと判断し、契約上の金額を収益として認識することとしております。センターフィーについては、対象となる商品が店舗で販売された時点で、その履行義務が充足されたと判断し、契約に定める料率に基づき、生産者に請求する金額を収益として認識することとしております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1か月以内であるため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## その他の収益

### 不動産賃貸収入

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）から生じる収益であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）等の範囲に含まれるリース取引として、リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更等)

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社の棚卸資産の評価方法は、従来、売価還元法による低価法を採用していましたが、当連結会計年度の期首より、月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、新基幹システムの構築を契機として、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、過去の会計年度について、月次総平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による影響額は、軽微であります。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 76,883千円 |
|--------|----------|

(注) 相殺前の繰延税金資産の金額は142,129千円になります。

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は繰延税金資産の計上にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い会社分類を決定した上で、会社分類に応じた繰延税金資産の回収可能額を見積っております。

当社は翌連結会計年度以降も、当該事業環境が継続する中で、シェアショップ事業を拡大させることにより、課税所得が将来にわたり安定的に獲得できるという事業計画を作成しております。

その結果、当社は将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じると判断し、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

当該事業計画における主要な仮定はシェアショップ事業の売上高及び営業利益率であります。しかし、事業計画に使用された主要な仮定は見積りの不確実性と経営者の主観性を伴うものであります。

従いまして、予測不能な前提条件の変化等により、シェアショップ事業の売上高や営業利益率等が変化し、繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、繰延税金資産を減額する可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

|        |             |
|--------|-------------|
| 減損損失   | 6,763千円     |
| 有形固定資産 | 2,282,716千円 |
| 無形固定資産 | 311,544千円   |

### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産や無形固定資産について、資産、または資産グループに減損の兆候が生じる場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候を識別した資産、または資産グループのうち、減損損失を認識すべきと判定した資産、または資産グループにおいては、その回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価額は適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて算定した価額であります。使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。将来キャッシュ・フローが見込めない場合は、零としております。

当社は、減損の兆候、減損損失の認識に関する判断及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、追加で減損損失を計上する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,741,649千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,610,500株

### 2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用においては短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、設備投資計画等に基づき必要な資金を主に銀行借入により調達しています。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場リスクに晒されております。

破産更生債権等は、主に過去に店舗用建物として賃借し、既に退去している物件に係る不動産賃借契約に関連し、発生した敷金返還請求権であり、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務及び長期未払金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。なお、一部の長期借入金につきましては、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

長期預り敷金保証金は、主に店舗に入居するテナントから預け入れされたものであります。

また、これらの営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である売掛金及び未収入金について、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金並びに破産更生債権等について、回収状況等の継続的なモニタリングを行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

|                             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------------|--------------------|------------|------------|
| 敷金及び保証金                     | 641,669            | 633,185    | △8,483     |
| 資産計                         | 641,669            | 633,185    | △8,483     |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 1,469,066          | 1,465,329  | △3,736     |
| 負債計                         | 1,469,066          | 1,465,329  | △3,736     |

(※)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 2,964,667    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 1,180,712    | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | 167,023      | 409,088             | 60,034               | 5,522        |
| 合計      | 4,312,403    | 409,088             | 60,034               | 5,522        |

(注) 2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 600,000      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金 | 357,132      | 357,132             | 357,172             | 240,470             | 157,160             | —           |
| 合計    | 957,132      | 357,132             | 357,172             | 240,470             | 157,160             | —           |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

| 区分                              | 時価（千円） |           |      |           |
|---------------------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                                 | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 敷金及び保証金                         | —      | 633,185   | —    | 633,185   |
| 資産計                             | —      | 633,185   | —    | 633,185   |
| 長期借入金<br>（1年内返済予定の<br>長期借入金を含む） | —      | 1,465,329 | —    | 1,465,329 |
| 負債計                             | —      | 1,465,329 | —    | 1,465,329 |

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、千葉県及びその他の地域において、賃貸用商業施設等を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び決算日における時価は以下のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 427,233千円  | 227,535千円 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 委託販売方式による取引に係る流通金額 (注) 1  | 26,238,370  |
| 買取仕入方式による取引の顧客との契約から生じる収益 | 351,507     |
| その他の顧客との契約から生じる収益 (注) 2   | 319,338     |
| その他の営業収益 (注) 3            | 226,357     |
| 流通総額                      | 27,135,573  |
| 組替額 (注) 1                 | △19,296,694 |
| 外部顧客への営業収益                | 7,838,879   |
| (顧客との契約から生じる収益)           | 7,612,521   |
| (その他の営業収益) (注) 3          | 226,357     |

(注) 1. 2023年10月1日より、「消化仕入方式」による取引を「委託販売形式」による取引に変更しております。委託販売方式による取引について、当社は代理人に該当すると認識しております。従いして、当社が提供する商品と交換に顧客から受け取る額から生産者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

2. 「その他の顧客との契約から生じる収益」は値札シールの販売代金やセンターフィー等であります。

3. 「その他の営業収益」は不動産賃貸収入であります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「重要な会計方針に関する注記事項（４） 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### （１）契約資産の残高等

（単位：千円）

|                      | 期首残高      | 期末残高      |
|----------------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権<br>売掛金 | 1,401,371 | 1,180,712 |

### （２）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 企業結合等に関する注記

### 1. 新設分割による持株会社体制への移行に関する事項

当社は、2023年11月13日開催の取締役会及び2023年12月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、2024年４月１日を効力発生日とする新設分轄による会社分割を実施し、これに伴い同日付で商号を「株式会社タカヨシホールディングス」に変更いたしました。

#### （１）取引の概要

対象となった事業の名称及び内容

シェアショップ事業である「わくわく広場」の運営

#### （２）企業結合日

2024年４月１日

#### （３）企業結合の法定形式

当社を分割会社として株式会社コウセーを新設分割会社とする新設分割

なお、株式会社コウセーは2024年４月１日付で株式会社わくわく広場に商号を変更しております。

(4) 結合後の企業の名称

株式会社わくわく広場（当社の特定子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の生産者・食品メーカー等に対して、自社での設備投資を必要としない新たな販路として、当社の売り場を販売場所として共有する「シェアショップ事業」を「わくわく広場」の店舗を通じて展開しております。その結果、当社は2024年9月期の流通総額は260億円を超え、国内に180店舗以上を運営するに至るまで、成長することができました。

このような状況の中、当社は「わくわく広場」の出店を増加させるとともに、新規登録生産者数の拡大や、売場効率を高める店舗の改装、スクラップアンドビルドを進めてまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 504円29銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 96円63銭  |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>312,081</b>   | <b>流 動 負 債</b>     | <b>94,100</b>    |
| 現金及び預金             | 56,959           | 未払金                | 15,300           |
| 売掛金                | 2,514            | 未払費用               | 13,745           |
| 貯蔵品                | 2,375            | 未払法人税等             | 21,339           |
| 前払費用               | 14,919           | 前受金                | 21,277           |
| 関係会社未収入金           | 183,622          | 賞与引当金              | 20,190           |
| 未収入金               | 2,468            | その他                | 2,248            |
| 未収還付税金             | 49,222           | <b>固 定 負 債</b>     | <b>142,795</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,612,612</b> | 資産除去債務             | 38,657           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>321,453</b>   | 長期預り敷金保証金          | 104,138          |
| 建物                 | 146,767          | <b>負 債 合 計</b>     | <b>236,895</b>   |
| 車両運搬具              | 5,389            | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| 工具、器具及び備品          | 407              | <b>株 主 資 本</b>     | <b>2,679,437</b> |
| 土地                 | 168,784          | 資 本 金              | 696,044          |
| リース資産              | 105              | 資 本 剰 余 金          | 646,044          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>18,392</b>    | 資 本 準 備 金          | 646,044          |
| ソフトウェア             | 22               | <b>利 益 剰 余 金</b>   | <b>1,337,348</b> |
| ソフトウェア仮勘定          | 18,370           | その他利益剰余金           | 1,337,348        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,272,765</b> | 繰越利益剰余金            | 1,337,348        |
| 投資有価証券             | 28,201           | <b>評価・換算差額等</b>    | <b>8,360</b>     |
| 破産更生債権等            | 27,191           | その他有価証券評価差額金       | 8,360            |
| 関係会社株式             | 51,733           |                    |                  |
| 関係会社長期貸付金          | 2,000,000        |                    |                  |
| 繰延税金資産             | 77,914           |                    |                  |
| 敷金及び保証金            | 83,880           |                    |                  |
| その他                | 31,034           |                    |                  |
| 貸倒引当金              | △27,191          |                    |                  |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>2,687,797</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,924,693</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>2,924,693</b> |

# 損 益 計 算 書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益               |         | 4,233,511 |
| 売 上 高                 |         | 4,045,283 |
| 売 上 原 価               |         | 146,366   |
| 営 業 総 利 益             |         | 3,898,916 |
| 不 動 産 賃 貸 収 入         | 188,227 | 188,227   |
| 営 業 総 利 益             |         | 4,087,144 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 3,477,304 |
| 営 業 利 益               |         | 609,840   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 15,478  |           |
| 受 取 補 償 金             | 6,894   |           |
| 雑 収 入                 | 387     | 22,759    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 9,344   | 9,344     |
| 経 常 利 益               |         | 623,255   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 3,361   |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 24,118  |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 7,803   | 35,282    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 587,972   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 185,701 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 3,331   | 189,032   |
| 当 期 純 利 益             |         | 398,940   |

# 株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                |                               |                |                |
|-------------------------|---------|--------------|----------------|-------------------------------|----------------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                | 利 益 剰 余 金                     |                | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資 本 金<br>準 備 | 資 本 剰 余<br>金 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 上 益 金 | 利 益 剰 余<br>金 計 |                |
| 当 期 首 残 高               | 696,019 | 646,019      | 646,019        | 938,408                       | 938,408        | 2,280,447      |
| 当 期 変 動 額               |         |              |                |                               |                |                |
| 新株予約権の行使                | 24      | 24           | 24             | —                             | —              | 49             |
| 当 期 純 利 益               | —       | —            | —              | 398,940                       | 398,940        | 398,940        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —            | —              | —                             | —              | —              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 24      | 24           | 24             | 398,940                       | 398,940        | 398,989        |
| 当 期 末 残 高               | 696,044 | 646,044      | 646,044        | 1,337,348                     | 1,337,348      | 2,679,437      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 7,241            | 7,241                  | 2,287,688 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 新株予約権の行使                | —                | —                      | 49        |
| 当 期 純 利 益               | —                | —                      | 398,940   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,119            | 1,119                  | 1,119     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,119            | 1,119                  | 400,109   |
| 当 期 末 残 高               | 8,360            | 8,360                  | 2,687,797 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

###### ① 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

###### ② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

関係会社株式

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 5年～40年 |
| 構築物       | 5年～40年 |
| 車両運搬具     | 2年～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 3年～20年 |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

### (1) 営業収益

#### 不動産賃貸収入

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）から生じる収益であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）等の範囲に含まれるリース取引として、リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

#### 経営指導手数料

当社の収益は、子会社からの経営指導手数料となります。経営指導手数料は、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。

なお、当期においては、期中に持株会社体制へ移行しておりますため、事業による売上高も計上しておりますが、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当会計年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 77,914千円 |
|--------|----------|

(注) 相殺前の繰延税金資産の金額は83,384千円になります。

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は繰延税金資産の計上にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い会社分類を決定した上で、会社分類に応じた繰延税金資産の回収可能額を見積っております。

当社は翌事業年度以降も、当該事業環境が継続する中で、シェアショップ事業を拡大させることにより、課税所得が将来にわたり安定的に獲得できるという事業計画を作成しております。

その結果、当社は将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じると判断し、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

当該事業計画における主要な仮定はシェアショップ事業の売上高及び営業利益率であります。しかし、事業計画に使用された主要な仮定は見積りの不確実性と経営者の主観性を伴うものであります。

従いまして、予測不能な前提条件の変化等により、シェアショップ事業の売上高や営業利益率等が変化し、繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、繰延税金資産を減額する可能性があります。

### 3. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 321,453千円 |
| 無形固定資産 | 18,392千円  |

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産や無形固定資産について、資産または資産グループに減損の兆候が生じる場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候を識別した資産、または資産グループのうち、減損損失を認識すべきと判定した資産、または資産グループにおいては、その回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価額は適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて算定した価額であります。使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。将来キャッシュ・フローが見込めない場合は、零としております。

当社は、減損の兆候、減損損失の認識に関する判断及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、追加で減損損失を計上する可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 659,825千円

## 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、資産除去債務、減損損失及び未払事業税等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用及びその他有価証券評価差額金であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は11,762千円であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称         | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当<br>事者との<br>関係 | 取引の<br>内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目                | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>わくわく<br>広場 | 所有直接<br>100%                  | 役員の<br>兼任         | 資金の<br>貸付         | 2,000,000    | 関係会<br>社長期<br>貸付金 | 2,000,000    |
|     |                    |                               |                   | 受取<br>利息          | 15,000       | —                 | —            |
|     |                    |                               |                   | ソフト<br>ウェア<br>の譲渡 | 293,495      | 関係会<br>社未収<br>入金  | 183,622      |

(注) 1. 「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。

2. ソフトウェアについては、帳簿価格で譲渡しております。

3. 資金の貸付については、取引の発生総額を記載しております。

4. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 479円07銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 71円32銭  |

## 企業結合等に関する注記

連結注記表「注記事項（企業結合等に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

株式会社タカヨシホールディングス  
取締役会 御 中

PwC Japan  
有限責任監査法人  
東京事務所

指 定 有 限  
責 任 社 員 公認会計士 柴 田 篤  
業務執行社員

指 定 有 限  
責 任 社 員 公認会計士 立 石 祐 之  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカヨシホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカヨシホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

株式会社タカヨシホールディングス  
取締役会 御中

PwC Japan  
有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 篤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 立石 祐之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカヨシホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第55期連結会計年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当連結会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月28日

株式会社タカヨシホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 曾 根 田 博 ⑩

監 査 等 委 員 棚 橋 泰 友 ⑩

監 査 等 委 員 宮 原 弘 樹 ⑩

(注) 監査等委員棚橋泰友及び宮原弘樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                         |                                              | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------|
| 1          | <div>再任</div> <div>たか しな まさ あき<br/>高 品 政 明</div> <div>(1946年7月10日生)</div> | 1970年12月                                   | 有限会社高芳商事（現当社）設立と同時に専務取締役 就任                  | 578,000株              |
|            |                                                                           | 1979年11月<br>2022年4月                        | 代表取締役社長<br>代表取締役会長（現任）                       |                       |
|            |                                                                           | (重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。                  |                                              |                       |
| 2          | <div>再任</div> <div>くろ だ とし や<br/>黒 田 智 也</div> <div>(1980年1月18日生)</div>   | 2003年11月                                   | 当社入社                                         | 20,000株               |
|            |                                                                           | 2019年5月<br>2019年12月<br>2021年12月<br>2022年4月 | 営業部長<br>取締役営業統括部長<br>取締役営業本部長<br>代表取締役社長（現任） |                       |
|            |                                                                           | (重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。                  |                                              |                       |
| 3          | <div>再任</div> <div>なか むら ただ てる<br/>中 村 忠 輝</div> <div>(1969年6月8日生)</div>  | 1988年4月                                    | 株式会社飯田百貨店（現株式会社コモディイイダ） 入社                   | 5,000株                |
|            |                                                                           | 2007年4月                                    | 株式会社クイーンズ伊勢丹（現株式会社エムアイフーズスタイル） 入社            |                       |
|            |                                                                           | 2018年4月<br>2020年7月<br>2021年12月<br>2024年9月  | 当社入社<br>商品部長<br>取締役商品本部長<br>取締役執行役員開発本部長（現任） |                       |
|            |                                                                           | (重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。                  |                                              |                       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 4          | 再任<br>飯 久 保 明<br>(1965年12月12日生) | 1986年4月<br>1991年8月<br>2013年3月<br>2015年3月<br>2019年5月<br>2021年7月<br>2022年1月<br>2022年4月<br>2023年12月  | 石川ガasket株式会社 入社<br>株式会社ミニストップ 入社<br>同社管理本部本部長<br>株式会社ツヴァイ 出向 同社総務部部長<br>同社管理本部長兼人事総務部長<br>当社入社 社長室長<br>サポート本部長兼人事総務部長兼CS部長<br>管理本部長兼人事総務部長<br>取締役執行役員管理本部長（現任）                                                                                                    | 2,702                 |
|            |                                 | (重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |
| 5          | 再任<br>村 上 美 晴<br>(1953年8月14日生)  | 1983年3月<br><br>1996年2月<br><br>2007年1月<br>2007年4月<br>2008年2月<br>2010年5月<br><br>2012年4月<br>2021年12月 | 日本福祉サービス株式会社（現セントケア・ホールディング株式会社）を設立と同時に代表取締役社長 就任<br>有限会社村上企画（現株式会社村上企画）設立と同時に代表取締役 就任（現任）<br>株式会社佐野マルカ（現株式会社エコネコル）取締役<br>セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長<br>同社代表取締役会長兼社長<br>株式会社エコネコル・ホールディングス（現株式会社エンビプロ・ホールディングス）社外取締役<br>セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長（現任）<br>当社社外取締役（現任） | 3,700                 |
|            |                                 | (重要な兼職の状況)<br>セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |
| 6          | 再任<br>相 馬 留 美<br>(1979年6月1日生)   | 2002年4月<br>2007年1月<br>2008年1月<br>2020年4月<br><br>2021年11月<br>2023年7月<br>2023年12月                   | 株式会社ダイヤモンド社 入社<br>株式会社クロス・マーケティング 入社<br>フリーライターとして個人開業<br>一般社団法人プロフェッショナル&パ<br>レルキャリア・フリーランス協会<br>フリパラ編集部編集長<br>株式会社ストレイナー 入社<br>株式会社M&Aクラウド広報部<br>「UPDATE M&Aクラウド」編集長（現任）<br>当社社外取締役（現任）                                                                         | —                     |
|            |                                 | (重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |

- (注) 1. 当社の親会社である株式会社スプリング（以下「同社」という。）は、高品政明氏の所有している資産の管理会社であり、現在当社との間に取引関係はございません。また、同氏以外の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村上美晴氏、相馬留美氏は社外取締役候補者であります。
3. 村上美晴氏は現在当社の社外取締役であります。村上美晴氏は、上場会社の社長・会長を務め、経営判断や株主・投資家との対話についても経験が豊富であります。この豊富な経験と企業経営に関する相当程度の知見から、引き続き取締役会に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、村上美晴氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 相馬留美氏は、現在当社の社外取締役であります。相馬留美氏は会社経営に関与した経験はありませんが、各投資関連紙の編集者、フリーライターとしての経験が豊富であります。これまで培われてきた経験や見識を活かし、投資家との対話や情報発信に関し、取締役会に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、相馬留美氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、村上美晴氏、相馬留美氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
7. 当社は、村上美晴氏、相馬留美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き独立役員といたします。
8. 当社の独立社外取締役を選任する判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                       |  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------|
| 1     | <div>新任</div> 木 賣 一 彦<br>(1960年9月23日生)  | 2000年4月 当社入社<br>2006年6月 産直部統括マネジャー<br>2015年12月 開発部マネジャー<br>2020年4月 商品部生産者支援課マネジャー                                        |  | 9,500株              |
|       |                                         | (重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。                                                                                                |  |                     |
| 2     | <div>再任</div> 棚 橋 泰 友<br>(1965年2月15日生)  | 1988年4月 株式会社日本長期信用銀行（現SBI新生銀行）入行<br>2001年7月 株式会社カザーレ設立と同時に代表取締役社長 就任<br>2012年4月 不動産鑑定士 登録<br>2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） |  | —                   |
|       |                                         | (重要な兼職の状況)<br>株式会社カザーレ 代表取締役社長                                                                                           |  |                     |
| 3     | <div>再任</div> 宮 原 弘 樹<br>(1983年11月17日生) | 2014年12月 宮崎県弁護士会に弁護士登録<br>小城和男法律事務所 入所<br>2017年9月 千葉県弁護士会に登録替え<br>双葉法律事務所 入所（現任）<br>2023年12月 当社社外取締役（現任）                 |  | —                   |
|       |                                         | (重要な兼職の状況)<br>双葉法律事務所 弁護士                                                                                                |  |                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 棚橋泰友氏、宮原弘樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 棚橋泰友氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。棚橋泰友氏は不動産鑑定士として専門的知識及び見識を有するとともに、代表取締役として組織マネジメントの経験が豊富であります。これまで培われてきた経験や見識を活かし、経営から独立した立場で取締役会に対する監督、助言等をいただくことを期待して、監査等委員である取締役候補者いたしました。なお、棚橋泰友氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 宮原弘樹氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。宮原弘樹氏は社外取締役以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門的知識及び見識を有しております。これまで培われてきた経験や見識を活かし、経営から独立した立場で取締役会に対する監督、助言等をいただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、宮原弘樹氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 当社は、木賣一彦氏、棚橋泰友氏、宮原弘樹氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。棚橋泰友氏、宮原弘樹氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、木賣一彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
7. 当社は、棚橋泰友氏、宮原弘樹氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員といたします。
8. 当社の独立社外取締役を選任する判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。

### 第3号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される大森広美氏、曾根田博氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社が定める役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したく、承認をお願いするものであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名                              | 略歴                                                     |                                                                        |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <small>おおもり ひろみ</small><br>大森 広美 | 2015年12月<br>2017年4月<br>2019年6月<br>2022年12月<br>2023年12月 | 取締役店舗開発部部长<br>常務取締役営業部長<br>取締役開発統括部長<br>取締役執行役員開発本部長<br>常務取締役執行役員開発本部長 |
| <small>そねだ ひろし</small><br>曾根田 博  | 2014年2月<br>2016年12月<br>2020年12月                        | 取締役<br>常勤監査役<br>取締役（常勤監査等委員）                                           |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-10-3  
ホテルグリーンタワー幕張 3F  
「メイフェア」  
TEL (043) 296-1180



■交通 ●JR京葉線「海浜幕張駅」より徒歩3分